



耐用年数／全自動乾海苔製造装置の設備区分の判定

機械及び装置の耐用年数は、耐用年数省令の別表第二に掲げる「設備の種類」ごとに区分して適用されます。今回は、海苔養殖業の全自動乾海苔製造装置について、「水産養殖業用設備（耐用年数5年）」又は「食料品製造業用設備（耐用年数10年）」に該当するかが争われた裁決をご紹介します。

（令和3年12月17日公表裁決・一部取消し・TAINSコード：J125-1-03・審判所HP）

<事案の概要>

この事案は、海苔養殖区域において海苔養殖業（本件事業）を営む審査請求人（請求人）が、事業所得の計算上、必要経費に算入した「全自動乾海苔製造装置」等の設備（本件償却資産）に係る減価償却費について、耐用年数省令の別表第二の番号28「水産養殖業用設備（耐用年数5年）」等として計算をしたことに対し、原処分庁が、その設備は別表第二の番号1「食料品製造業用設備（耐用年数10年）」に該当するとして、所得税等の更正処分等をしたことから、請求人が原処分の一部の取消しを求めたものです。

<審判所の判断>

不服審判所では、次のとおり、「水産養殖業用設備（耐用年数5年）」に該当すると判断しました。

- ① 別表第二の「設備の種類」は、平成20年改正により、法定耐用年数や資産区分について使用実態を踏まえた見直しが行われ、機械及び装置については、日本標準産業分類の中分類を基本に、旧省令の390区分から55区分に整理されたものである。このことに、上記区分が、日本標準産業分類の中分類を基本として「〇〇業用設備」という名称で規定されていることを考慮すると、耐用年数省令は、基本的に、事業者の業種ではなく、当該設備がどの業種用の設備に該当するかにより区分を判定する趣旨と解される。
- ② 耐用年数通達1-4-2《いずれの「設備の種類」に該当するかの判定》及び同通達1-4-3《最終製品に基づく判定》の定めからすると、本件償却資産の業用設備の区分の判定は、原則として、最終製品が乾海苔（板状の乾燥海苔）であることを前提に、請求人の業種ではなく、本件償却資産の使用状況等から社会通念に照らし、これが日本標準産業分類の分類によるいずれの業種用として通常使用されているかにより、判定すべきこととなる。
- ③ 本件償却資産は、自家取得した原藻を乾燥させて出荷できる乾海苔にするために海苔養殖業従事者のみにより通常使用されていると認めるのが相当である。その使用状況等から、本件償却資産が日本標準産業分類のいずれの業種用として通常使用されているかを検討すると、「のり類養殖業」は、大分類「B-漁業」の中分類「04-水産養殖業」に含まれる上、日本標準産業分類は、漁家が同一構内に作業所を設けて製造活動を行っている場合にも、自家取得した原材料を使用して製造、加工を行っているときは、製造活動に専従の常用従業者がいない限り、漁業や水産養殖業以外の産業としないことを明らかにし、のり採取業については乾燥までを明示的に大分類「B-漁業」の小分類「031-海面漁業」に含めている。
- ④ そうすると、請求人が自家取得した原藻を乾燥させて出荷できる乾海苔にするために海苔養殖業従事者のみにより通常使用されている本件償却資産は、日本標準産業分類の大分類「B-漁業」の中分類「04-水産養殖業」（細分類は「0413-藻類養殖業」）の業種用として通常使用されていると認められる。したがって、本件償却資産は、「水産養殖業用設備」に該当し、その耐用年数は5年となる。
- ⑤ 原処分庁は、本件償却資産は、日本標準産業分類の中分類「09-食料品製造業」の業種用に通常使用されていると認められるから、別表第二の番号1「食料品製造業用設備」に該当する旨主張する。しかしながら、本件償却資産の使用状況等、及び出荷された乾海苔は、直ちに食用に供されるものではなく、食用に加工するのは、漁業協同組合から落札した流通業者であることが通常であると認められることからすれば、最終製品である乾海苔が水産食料品であることは明らかであるとして、本件償却資産が、日本標準産業分類の食料品製造業用として通常使用されていると認めることは、困難である。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁決例について詳細（全文・A4判9頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。